

旭川市におけるケアプランの軽微な変更に係るQ&A

令和6年10月1日

・ケアプランの軽微な変更に該当するかどうかは、変更の内容がケアマネジメント一連の業務を行う必要性が高いものかどうかについて、利用者の状況等を考慮し個別具体的に検討した上で判断すべきものです。また、軽微な変更に該当する事例であったとしても、必ずしも適用させなければならないものでもありません。

・基本的な考え方として、利用者の状況に変化がないことが前提で、「援助の方針・方向性に変更にならない程度のもの」であるとしており、国が例示する10項目（※）に基づき、これに準じた旭川市の考え方を踏まえて、軽微な変更に関する事例等をQ&Aとして掲載いたします。（※ 居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて（厚生労働省老健局通知））

・この考え方は、あくまで「軽微な変更に関する事例がある」という取扱いであり、すべての事例に無条件に該当するわけではないということに十分注意をして取扱いを行ってください。一方で、軽微な変更に関する事例であったとしても必ずしも、適用させなければならないものではありません。

・軽微な変更を適用した場合でも、サービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス事業所の担当者や各関係機関との情報共有を行ってください。この場合、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催に当たっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることができます。

・軽微な変更の適用に当たっては、軽微な変更の趣旨を理解した上で行うようお願いします。また、軽微な変更に関する判断がつかない場合には、保険者までご相談ください。

旭川市におけるケアプランの軽微な変更に係るQ&A

	内容	質問内容	回答
1	1 サービス提供の時間帯や曜日の変更	ここでいう「サービス提供の時間帯」は、提供時間数の短縮等は含まれるのでしょうか。	時間数ではなく、時間帯の考え方となります。 (軽微な変更に関する例： 月曜 10:00-10:30 → 火曜 11:00-11:30)

	内容	質問内容	回答
2	1 サービス提供の時間帯や曜日の変更	利用者都合で通所介護の利用日を月曜日から火曜日に変更する場合で時間数は変わらない場合は、軽微な変更として考えられるのでしょうか。	軽微な変更該当するものと考えられます。
3	1 サービス提供の時間帯や曜日の変更	「2 ケアプランの変更に係る取扱いの考え方」の「※備考」において、「単なる事業所の都合による日時の変更を認めるものではありません」とされているが、事業所においては、限られた人材の中での業務効率化のため、利用者の課題解決のための支援計画に不足のない範囲で、例えば、同一地域での訪問介護のサービス提供時間帯を調整する場合は軽微な変更として考えられるのでしょうか。	利用者が引き続き、日時を変更しても同じ事業所の利用希望があり、やむを得ない場合の事業所都合（新規利用者受入れのための効率的な調整・従業者の体調不良等の突発的な理由等）によるサービス提供曜日・時間帯の変更は軽微な変更該当するものと考えられます。
4	2 同一事業所における週1回程度のサービス提供の回数変更	ケアプラン上は目標達成のため、週2回のデイサービスの利用としたが、家族の事情により、一時的に、週3回とする場合、軽微な変更として考えられますか。	軽微な変更該当するものと考えられます。 ただし、翌月以降も継続して利用回数を変更する場合で、心身状況等の変化によるニーズが変更している場合には軽微な変更該当しません。
5	3 利用者の住所の変更	利用者が住民票を他の自治体に置いたまま、本市でサービスを受けていたが、この度、住民票を本市に異動した。実質的には住民票の異動だけで、利用者の居所・住環境などは変わらないが、軽微な変更該当するのでしょうか。	利用者の保険者変更が発生し、保険者番号および被保険者番号が変更となるため、軽微な変更該当しません。 本市への転入日以降のケアプランを新たに作成する必要があります。

	内容	質問内容	回答
6	4 目標設定期間の延長	利用者の状態変化がなく、ケアプランの内容に変更がない場合における目標期間の延長は1回までと限定しなくても良いのではないのでしょうか。	長期間又は繰り返しの延長によって、同じ目標が長期間続くことは、そもそもの目標設定が適切ではない恐れがあることから、短期間かつ1回までと限定しています。 利用者の状態の変化がないから、同じ目標でよいということではなく、状態の変化がない中でも、具体的に利用者が達成可能な目標設定を再検討する必要があると考えられます。
7	4 目標設定期間の延長	当事業所では、軽微な変更で目標期間の延長をする場合、6か月の延長を考えておりますが、何か月以内などの制限はありますか。	軽微な変更で、目標期間の延長をすることができる状況としては、目標の達成のための効果が一定程度に認められており、短期間かつ一度の延長で目標の達成が見込める場合であり、個々の状況に応じて適用するものです。 また、ここでの“短期間”とは、あとわずかで、具体的な目的が達成できる状況で、利用者が意欲を持ち続けられるような期間を想定しておりますので、漫然と半年、1年といった長い期間の延長を行うことは適切ではありません。 評価結果を踏まえた次の支援方針を決定していくことが重要ですので、目的を達成できなかった場合は、期間の延長を第1に考えるのではなく、まずは、その原因を踏まえた目標の妥当性について検討することが望ましいと考えます。
8	5 福祉用具で同等の用具に変更するに際して、単位数のみが異なる場合	現在使用している多点杖が重いため、軽い多点杖へ変更する場合、軽微な変更として考えられますか。	軽微な変更として考えられます。

	内容	質問内容	回答
9	6 目標もサービスも変わらない（利用者の状態以外の原因による）単なる事業所変更	ショートステイの空きがない場合において、他のショートステイ事業所の利用調整をした場合、軽微な変更として考えられますか。	軽微な変更として考えられます。
10	6 目標もサービスも変わらない（利用者の状態以外の原因による）単なる事業所変更	これまで利用していたサービス事業所が廃止となったため、変更予定のサービス事業所と、本人の状況、支援計画及び支援経過の共有を行い、事業所を変更することは、軽微な変更として考えられますか。	目標及びサービスの提供内容が変わらないサービス提供事業所の変更は、利用者の状況、支援計画及び支援経過等について、変更後の事業所と十分に情報の共有を行えている場合、軽微な変更として考えられます。
11	6 目標もサービスも変わらない（利用者の状態以外の原因による）単なる事業所変更	事業譲渡等により運営法人や指定事業所番号に変更があり、名称変更となる場合は軽微な変更として考えられますか。	サービス提供事業所の変更により、事業所番号に変更があり、名称変更となった場合、変更後の法人と改めてサービス利用の契約を行う必要はありますが、軽微な変更として考えられます。

	内容	質問内容	回答
12	7 通所系サービスの提供時間数の変更	通所系サービス事業所のサービス提供時間の変更について、ケアマネジャーのアセスメントにより位置づけられた必要なサービスが提供時間数の変更により影響を受けない場合は、軽微な変更として考えられますか。	夏・冬期間での交通事情による送迎時間のため、報酬区分が変わらない範囲で提供時間数に変更になる場合で、提供時間数に変更が生じる際に、利用者の状況を踏まえて、その時間数の変更が支援計画に問題ないかを確認し、その結果、変更後の提供時間が本来必要な提供時間数及びサービス内容を満たしている場合は、軽微な変更とすることが考えられます。 その場合には、その判断の理由を支援経過に記載してください。
13	7 通所系サービスの提供時間数の変更	通所介護において要介護の利用者で、夏期の提供時間数が6時間15分から冬期は送迎の都合上、提供時間数が5時間45分になり、利用者の状態に変更がなく、必要なサービスを提供できており、日常生活に影響ない場合、報酬区分が変わる時間数の変更ですが、軽微な変更には該当しますか。	本来、サービス提供時間数が変われば、原則として、ケアプランの作成に当たっての一連の業務を行う必要があるところ、本市の取り扱い上、軽微な変更には該当する例として、利用者の状態やサービス内容、利用者の日常生活に影響がなく報酬区分が変わらない範囲での時間数の変更であることが挙げられます。 そのため、報酬区分が変わる場合においては、軽微な変更には該当しないと考えられます。

	内容	質問内容	回答
14	7 通所系サービスの提供時間数の変更	報酬区分が変わる提供時間数の変更など、軽微な変更該当しない場合、あらかじめ夏期と冬期の時間を1回の担当者会議で決めて、ケアプランに記載しておけば、提供時間数を変更する際に、一連の流れを省略していいですか。	軽微な変更該当しない提供時間数の変更を予定している場合は、利用者の状態等の再アセスメントを実施した上で、時間数の変更が適切であるかを判断すべきことから、提供時間数が増減となる際に、一連の業務が必要と考えられます。
15	7 通所系サービスの提供時間数の変更	夏期と冬期にそれぞれ異なった時間数でサービスを提供する予定で、日常生活に影響がなく、提供するサービス内容や報酬区分が変わらない場合で、1回の担当者会議で、あらかじめ夏期と冬期の時間数を記載したケアプランを作成した場合は、そのプランの期間内で予定通り時間数が変わった際に、一連の業務も軽微な変更も必要ないということでもいいですか。	報酬区分が変わらない範囲で夏期と冬期の提供時間数が異なるが、提供するサービス内容や利用者の日常生活に影響がない場合においては、あらかじめ、1回の担当者会議で夏期と冬期を通したプランを作成することは、考えられます。 その場合は、ケアプランを作成する際、夏期と冬期において、時間数が異なっても、提供内容や利用者の状況に影響がないと判断した理由を、支援経過に記載してください。 その後、時間数の変更が生じる際に、利用者の状況を踏まえて、その時間数の変更が問題ないかをあらためて確認し、見直しの必要がなければ、一連の業務も軽微な変更も必要ないと考えられます。
16	(その他) 福祉用具貸与の終了 (福祉用具販売、住宅改修の完了) その他サービスの終了	住宅改修が完了するまでの代替としての福祉用具の導入は、期間を限定した予め想定された導入であり、新たな課題や検討事項が生じてはいないことから、段階的な支援のプロセスとして、貸与終了は軽微な変更として考えられますか。	住宅改修が完了するまでの間の代替の福祉用具の導入に係る貸与終了については、軽微な変更該当するものと考えられます。

	内容	質問内容	回答
17	(その他) 福祉用具の同種目の追加	手すりの貸与を行っているケースで同じ場所に同じ目標で手すりを追加する場合において、軽微な変更として考えられますか。	福祉用具の同種目の個数の追加については、ニーズの変更によるものと捉えられ、軽微な変更の扱いは困難と考えられます。 なお、付属品のみの追加・削除については、軽微な変更として考えられる場合があります。
18	(その他) 福祉用具の歩行器レンタル	夏期に担当国会議を行い、外出時の歩行器レンタルを行った方が、冬期において返却する場合のみで担当国会議を改めて開催する必要がありますか。	福祉用具貸与について、冬期で使用できない場合や、住宅改修による代替の福祉用具貸与の場合で、予め終期が整理されているものは軽微な変更として考えられます。
19	(その他) 軽微な変更時の事務処理方法	軽微な変更を行う際の事務手続きの際に支援経過での整理において、留意することはどのようなものがありますか。	軽微な変更におけるケアプラン作成に際しては、どの箇所が変更になったかが分かるよう、見え消しで変更することや、第1表の余白等に軽微な変更として取り扱った理由等の記載が必要と考えられます。 また、支援経過への記録については、必要な内容として、支援経過記録に変更の理由、変更年月日、変更内容等の記録のほか、軽微な変更を行った内容等について利用者又はその家族に説明し支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録することが必要と考えられます。 なお、支援経過への記録に代えて、上記の見え消しの変更プラン（第1表の余白等に軽微変更の理由を記載したものを含む）に、再度同意の署名、同意を得た日付をもらうことでも整理することができます。

	内容	質問内容	回答
20	(その他) 「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱い	「利用者の状態に大きな変化が見られない」と判断する考え方はどのようなものがありますか。	「旭川市におけるケアプランの変更に係る取扱いの考え方」の「4 軽微な変更として取り扱う上での留意事項」についてを参考としてください。
21	(その他) 居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所の変更	居宅介護支援事業所の運営法人は変わりますが、担当のケアマネジャーの変更がなく、利用者の状況に変化がない場合は軽微な変更として考えられますか。	居宅介護支援事業所の法人が変更した場合は、変更後の法人として改めて契約した上で新たな居宅介護支援事業所としてケアプランの作成等の業務を実施することになるため、事業所の名称が同一であったとしても軽微な変更に該当しません。